

令和5年度 野生鳥獣被害対策研修業務委託 仕様書（案）

長野県 農政部 農業技術課

長野県が、受託者に委託する令和5年度野生鳥獣被害対策研修業務委託の仕様は以下のとおりとする。

1 目的

県内における野生鳥獣による農林業被害額は、平成19年度と比較して約半数以下に減少したものの、依然として7億円を超える被害が発生している。県では野生鳥獣被害を低減するため、被害を受けている集落の住民自らが主体となって、地域の実情に合わせた「個体数管理」「生息環境管理」「被害防除」といった被害対策を総合的に実施できる集落の体制づくりを支援するため、各地域振興局に野生鳥獣被害対策チーム（県職員で構成）を配置している。

本研修では、被害集落における住民主体の総合的な獣害対策の取組を推進するため、集落環境診断等により地域課題の抽出や解決策の提案を行政担当者が地域住民と協働して実施できる体制を整備することを目的とし、野生鳥獣被害対策チーム及び市町村担当者の鳥獣被害対策の知識及び技能の向上を図る。

2 業務内容

（1）鳥獣被害対策基本講座（座学）

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全2回の研修を実施すること。

実施時期	令和5年10月頃
対象者	県職員・市町村職員（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	鳥獣の生態や被害対策に係る基礎的知識の習得
実施場所	オンライン
研修内容	<p>鳥獣被害対策を担当する行政職員が全2回の研修の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、座学を通して学べること。</p> <p>なお、受講後にフォローアップが可能となるよう、アーカイブで一定期間閲覧できるよう配慮すること。</p> <p>また、以下の項目について研修内容に含めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・シカ、イノシシ・ツキノワグマ等の大型獣の生態及び対策・ハクビシン・タヌキ等の中型獣の生態及び対策・カラス等の鳥類の生態及び対策・「個体数管理」「生息環境管理」「被害防除」の対策について

(2) 鳥獣被害対策基本講座（実習）

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全2回の研修を実施すること。

実施時期	令和5年10月又は11月頃
対象者	県職員等（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	鳥獣の捕獲や被害防除に関する基礎的な実習で技術を習得
実施場所	県内の会場（松本地域を想定）※委託者が確保予定。
研修内容	<p>鳥獣被害対策を担当する行政職員が全2回の研修の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、実習を通して学べる内容とすること。</p> <p>①中型獣類やシカ・イノシシ等の生態を踏まえた実践的な対策手法</p> <ul style="list-style-type: none">・大型獣、中型獣の捕獲手法（わなの設置等）・侵入防止柵の設置実習等 <p>②カラス等鳥類の生態を踏まえた実践的な対策手法</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥ネット等の設置による防除方法についての実習等

(3) 集落環境診断講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全1回の研修を実施すること。

実施時期	令和5年12月又は翌1月頃
対象者	県職員・集落住民等（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	被害集落において総合的な獣害対策を行うために、課題の抽出と解決策の提案を集落と協働で実施するノウハウを知る
実施場所	長野県松本市梓川地区の集落（対象獣種は主にニホンザル）
研修内容に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策を担当する各地域の行政職員及び地域のリーダー等が、集落環境診断を実施する上で習得すべき手法や知識を、現地調査等の実習を通して学べる内容とすること。・集落環境診断の意義や目的について、座学を通して学べる内容とすること。・受講者が受講後に集落点検や地図化の手法を実践できるよう、現地実習を通じて学べる内容とすること。

(4) 共通事項

- ① 研修開催時は県と共同で会場運営を行うこと。
- ② 受講者の研修内容に対する理解を深め、今後の被害対策の一助とするため、研修以外の時間に、必要に応じ個別相談等を実施すること。
- ③ 研修開催に必要なテキスト等資料や資材について作成・準備すること。

3 契約期間

契約締結日から、令和6年2月29日（木）まで

4 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

5 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

6 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

9 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - イ 天災その他の不可抗力による損害。
 - ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

10 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

11 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。

(2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

12 委託成果品について

(1) 成果品

業務完了報告書（上記業務を記録した写真、動画や使用した資料等を含む）を提出すること。（紙1部及びデータ一式）

(2) 提出期限及び提出先

成果品は、令和6年2月29日までに、農政部農業技術課に提出するものとする。

(3) 中間報告

履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるるものとする。

(4) 著作権

本委託調査の報告書等の成果品の著作権は、委託者が所有するものとする。

13 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、長野県知事 阿部 守一のことをいう。
- (2) 「受託者」とは、
のことをいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「契約書」とは、長野県財務規則第140条により作成された業務委託契約書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書及び企画書をいう。
- (6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。
- (8) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12) 「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (14) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものと有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (16) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (17) 「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

14 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (6) 受託者は、事業実施にあたり委託者と十分協議し、事故防止に努めること。